

.....

一般社団法人日本家計インテリジェンス推進協会

会 員 倫 理 規 程

.....

2024年10月3日作成

- 第1条 会員は、順法精神に基づき、顧客の利益を最大限に実施することを考慮して行動しなければならない。
- 第2条 会員は、顧客が誤った判断をしないために、専門家として道理に適った方法で必要な情報を十分に開示し業務を提供し、その業務の適正性と公平性を保たなければならない。
- 第3条 会員は、顧客との間に利益相反事項がある場合は、これを顧客に開示して、その行為を回避しなければならない。
- 第4条 会員は、マネープロデュースングまたはファミリーメンタリングの専門家として、常に専門知識、技能、能力の向上に努めなければならない。
- 第5条 会員は、マネープロデュースングまたはファミリーメンタリングの専門家として業務上知り得た顧客の秘密を厳守し、節度のある行動をとらなければならない。
- 第6条 会員は、マネープロデュースングまたはファミリーメンタリングの業務に誇りと責任をもち、専門家としての業務を誠実に提供しなければならない。
- 第7条 会員は、自己の紹介や業務の成果で、誤った、あるいは誤解を招く方法で顧客を勧誘してはならない。
- 第8条 会員は、顧客への自己の説明について、協会の見解であるかのような、あるいは自己が協会を代弁しているかのような印象を顧客に持たせたり、誤解を与えたりしてはならない。
- 第9条 会員は、自己の責任において業務を遂行することが求められ、かつ顧客に対してもその旨を伝えなければならない。また、その業務について協会が責任をもつような印象を顧客に与えてはならない。
- 第10条 会員は、協会もしくは他の会員や専門家の信用を傷つけ、又は協会もしくは他の会員や専門家の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 第11条 会員は、協会の維持と発展そしてマネープロデュースー®とファミリーメンター®の地位と価値の向上に寄与するために、協会が定めた会費等を支払わなければならない。
- 第12条 会員は、資格・認可が必要とされる業務については、法の定める資格・認可を得ることなく、かかる業務を行ってはならない。また、業務遂行上、これらの法令に抵触しないように最新の注意を払わなければならない。
- 第13条 会員は、本規程その他の協会の規約等を誠実に順守し、協会そしてマネープロデュースー®・ファミリーメンター®の発展及び他の会員との協調に努めなければならない。

附則

1 制定日：2024年10月3日